

**第14回広島県・今治市国家戦略特別区域会議**  
**広島県提出資料**

令和5年6月19日

## 概要

市内企業の産業の国際競争力強化のため、工場立地法等に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、周辺環境との調和を図りつつ、対象工場に対し、既存準則に代えて条例で新たに適用すべき準則を定める。

## 対象工場

- ①地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象外となっている既存工場
- ②桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地内の特定工場
- ③呉市総合スポーツセンターに設置する特定工場



## 内容

### <現状>

工場が属する用途地域ごとに定められた広島県準則に基づく環境施設を設置

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業・工業専用地域	10%以上	15%以上
準工業地域	15%以上	20%以上
上記以外の地域	20%以上	25%以上



### <規制緩和後>

新条例に基づいた環境施設を設置

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
上記対象工場①②③	<u>5%以上</u>	<u>5%以上</u>



## 環境調和

第3次呉市環境基本計画に基づき緑地の有効配置などの取組を働きかけることにより、緑地機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求める。



## 効果

規制緩和により、市内工場の再投資が促進され、**産業の競争力強化、地域経済活性化、脱炭素化、雇用の創出等**に繋がる！

